

リサーチコア・アメニティコア連絡協議会規約

制定：H 2 0 . 4 . 1

(名称)

第1条 本協議会は、リサーチコア・アメニティコア連絡協議会
(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、リサーチコア・アメニティコア地区の良好な
都市環境の形成及び地域社会への貢献を目指し、そのために必要
な事業等について会員相互の調整を図り、実施することを目的
とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施
する。

- (1) 都市環境の形成及び地域社会への貢献に関する共通事
項についての調査、研究及び実施
- (2) 地区外との関連問題に関する協議
- (3) その他目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 正会員は、リサーチコア・アメニティコア地区に所在す
る企業・団体とする。

2 この協議会の目的に賛同し、協力する団体、企業等を賛助会
員とすることができる。

(事務所等)

第5条 協議会の事務所は、株式会社エーリック（尼崎市道意町
7丁目1番3）内に置く。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会計 1名
- (3) 監査役 1名

2 前項の役員を選出は、会員の互選による。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会の事業を統括し、協議会を代表する。

2 会計は、協議会の出納を経理し、関係書類を管理する。

3 監査役は、経理の状況を監査する。

(協議会の開催)

第8条 協議会は、会長が召集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に会員以外の者を出席させることができる。

(会費)

第9条 会員は、次に定める会費を負担しなければならない。

(1) 正会員 年5,000円

(2) 賛助会員 年2,000円

2 会費の支払いは、会計からの請求に基づいて支払うものとする。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

この規約は、平成20年4月1日から実施する。

入 会 申 込 書

リサーチコア・アメニティコア連絡協議会 御中

リサーチコア・アメニティコア連絡協議会への入会を申し込みます。

申 込 み 日	平成 年 月 日
申 込 者 名	
申込者 所在地・電話	〒 — T E L () —
連絡担当 部署・担当者	部 署 ; 担 当 者 ;